

資料3 「地区計画の申出制度」と「都市計画提案制度」の比較

地区計画の申出制度		都市計画提案制度
根拠条文	・第16条第3項	・第21条の2～5 ・第75条の9
申請対象	・地区計画等	・マスタープラン以外の全ての都市計画 (地区計画等を含む。)
申請者	・住民 ・利害関係人(地権者、区域の借家人等も対象)	・土地所有者等 ・まちづくりNPO法人、公益法人 ・都市計画協力団体 ・その他条例で定める団体
申請条件	(条例で規定可能)	・区域面積0.5ha以上 ・土地所有者等の3分の2以上の同意 ・都市計画基準に適合
申請内容	・都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項(申出内容の具体性等は、条例で規定可能)	・都市計画の「素案」を添付 (「素案」とは、決定事項の具体的な内容・数値等を示すもの) ・同意を得たこと証する書類
対応方法	(規定なし)	・決定等の必要性を遅滞なく判断 ・提案を踏まえて都市計画を決定等する必要があると認めるときは、公聴会の開催等を踏まえて都市計画の案を作成し、都市計画の案の公告・縦覧を行った後、都市計画の案及び住民等の意見書の要旨を都市計画審議会へ付議する。 ・提案を踏まえて都市計画を決定等する必要がないと認めるとき又は一部修正の場合は、都市計画審議会に「素案」を提出し、意見を聴き、都市計画の決定等をしない判断となった場合は、都市計画の決定等をしない理由等を提案者へ通知する。
その他	・条例が制定されない限り申出は不可能	・法定手続に従い、提案が可能